

◎新潟県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	渡辺プロ	新潟県五泉市本町1 丁目5番5号	有限会社オフィス グラン	平成29年2月 1日
訪問介護	ハートフルもみじ	新潟県長岡市来迎寺 甲2715番地1	有限会社ミヤコ新聞販売センター	平成29年2月 1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームさかえの里	新潟県三条市福島新 田丁1481番地1	社会福祉法人さか え福祉会	平成29年2月 1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームさかえの里（ユニット型）	新潟県三条市福島新 田丁1481番地1	社会福祉法人さか え福祉会	平成29年2月 1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームコ スマスの里（地域密着 型短期入所）	新潟県阿賀野市飯森 杉437番地2	社会福祉法人阿賀 北総合福祉協会	平成29年2月 1日